

【届出前の注意点】

申請する被扶養者が失業給付を受給している場合は、受給が終了するまで申請できません。

健康保険 被扶養者(異動)届

日本新薬健康保険組合理事長 殿

提出日 2024年12月5日

常務理事	事務長	担当

被 保 険 者	被保険者証 の記号番号	46	1000	フリガナ 氏名	シヤク イチロウ 新薬市郎	本人記載 <input checked="" type="checkbox"/>	生年月日	平成2年1月10日	性別	男
	現住所	〒 601 - 8550		Tel	075-312-2252		所属 部署名	人事部健康保険組合		
	住民票 住所	〒 -		同上						

※ 被保険者本人が届書を作成した場合は、「本人記載」にチェックを入れてください。その場合、押印・署名は省略できます。

被 扶 養 者	区分	フリガナ		生年月日	性別	被保険者 との続柄	世帯 公共 住民票	職業 学校等	収入内容		異動理由		※ 認定年月日
		氏名	個人番号	個人番号					国内	収入月額	異動年月日	※ 削除年月日	
増	①	シヤク	ヒカル	令和5年12月1日	男	長男	同居(現住所)				出生		子供が生まれた場合 年月日
	新薬	光	個人番号	国内						令和6年12月1日			
増	②	シヤク	カズコ	平成7年4月1日	女	妻	同居(現住所)	無職	無収入	結婚(前職あり) 失業給付受給満了		令和6年12月1日	結婚した場合 前職はあったが失業給付
	新薬	和子	個人番号	国内									
その他提出書類 被扶養者認定確認書・雇用保険受給資格者証の裏表写し(最終払込期間掲載後)													
増	③	シヤク	カズコ	平成7年4月1日	女	妻	別居(住民票住所)	無職	無収入	退職		令和5年12月1日	退職した場合 失業給付給付制限期間中
	新薬	和子	個人番号	国内			失業給付給付制限期間中						
その他提出書類 被扶養者認定確認書・退職証明書又は健康保険資格喪失証明・雇用保険受給資格者証・雇用保険離職票1&2(公務員の場合は無)・別居の場合は、生計維持調書													

事業主確認欄	
<input type="checkbox"/> チェック	この届出については、①または②要件を満たしたものである。 ① 申請者本人(被保険者)が作成したものである。 ② 記載内容について誤りがないか本人が確認している。

事業主確認

被扶養者異動の届け出は5日以内が原則です。これを基準として定めていることから「認定日」の扱いは以下の通りとなります。

- ① 異動年月日を含め5日以内に届け出書類が健保組合に提出され、書類に不備が無かった場合の認定日は「異動年月日」となります。
- ② 5日を超えて書類が提出された場合、書類に不備が無くても「書類到着日」が認定日となります。
- ③ 但し、「出生」は5日を超えて書類が提出された場合でも、出生日を認定日とします。
- ④ 被扶養者減の「削除日」の扱いは、減となる異動年月日となります。

【届出前の注意点】

除外する被扶養者の被保険者証(健康保険証)をこの書類と一緒に返却下さい。
異動理由が「就職」の場合は、就職先の健康保険証の写しを併せてご提出下さい。

健康保険 被扶養者(異動)届

日本新薬健康保険組合理事長 殿

提出日 2023年12月5日

常務理事	事務長	担当

被 保 険 者	被保険者証 の記号番号	46	1000	フリガナ 氏名	シヤク タロウ 新薬太郎	本人記載 <input checked="" type="checkbox"/>	生年月日	平成2年1月10日	性別	男
	現住所	〒 601 - 8550 京都市南区吉祥院西ノ庄門口町14				所属 部署名	人事部健康保険組合			
	住民票住所	〒 250 - 0861 神奈川県小田原市桑原676-1								

※ 被保険者本人が届書を作成した場合は、「本人記載」にチェックを入れてください。その場合、押印・署名は省略できます。

被 扶 養 者	区分	フリガナ	生年月日	性別	被保険者 との続柄	世帯区分 住民票	職業 学校等	収入内容 収入月額	異動理由 異動年月日	※ 認定年月日
		氏名	個人番号							※ 削除年月日
減	①	シヤク 新薬	ヒカル 光	平成12年2月5日	男	長男 別居(住民票住所以外)	〇〇〇(株)		就職 令和5年12月1日	就職した場合 年 月 日
	その他提出書類									
減	②	シヤク 新薬	カズコ 和子	平成7年4月1日	女	妻 別居(住民票住所)			失業給付受給開始 令和5年12月1日	失業給付の受給を開始した場合 異動年月日はハローワークへ求職の申込へ行く日
	その他提出書類 被扶養者認定確認書・雇用保険受給資格者証の裏表写し									
者	③									年 月 日
	その他提出書類									

事業主確認欄	
<input type="checkbox"/> チェック	この届出については、①または②要件を満たしたものである。 ① 申請者本人(被保険者)が作成したものである。 ② 記載内容について誤りがないか本人が確認している。

事業主確認

- 被扶養者異動の届け出は5日以内が原則です。これを基準として定めていることから「認定日」の扱いは以下の通りとなります。
- ① 異動年月日を含め5日以内に届け出書類が健保組合に提出され、書類に不備が無かった場合の認定日は「異動年月日」となります。
 - ② 5日を超えて書類が提出された場合、書類に不備が無くても「書類到着日」が認定日となります。
 - ③ 但し、「出生」は5日を超えて書類が提出された場合でも、出生日を認定日とします。
 - ④ 被扶養者減の「削除日」の扱いは、減となる異動年月日となります。